

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成20年5月26日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成20年6月27日開催予定の第105期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

監査体制の一層の充実強化を図るため、監査役の員数を現在の4名以内から5名以内に増員するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線__は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(商号) 第1条 ～ (省 略)	(商号) 第1条 ～ (現行どおり)
(議事録) 第35条 (員数) 第36条 当銀行の監査役は、 <u>4</u> 名以内とする。	(議事録) 第35条 (員数) 第36条 当銀行の監査役は、 <u>5</u> 名以内とする。
(選任の方法) 第37条 ～ (省 略)	(選任の方法) 第37条 ～ (現行どおり)
(除斥期間) 第49条	(除斥期間) 第49条

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成20年6月27日

定款変更の効力発生日

平成20年6月27日

以 上